

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第335号
平成30年3月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ minoru@minoru-law.com



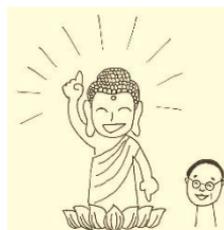
いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ⑱

局面と

楽しみ乗り切る

釈迦の知恵

H22. 1. 1



局面とは、囲碁や将棋で勝負の形勢のことを言うのですが、形勢は、一手打つごとに変わります。名人は、どんな局面でも勝つためにはどうしたらよいかを考えている筈です。

人生の局面も絶えず変わります。形勢が悪いと思えるときもあります。そのようなとき、その局面にどう向かうべきかという姿勢が大事です。

「人生は、楽しみあうのみ」という『いなべんフィロソフィー』の視点に立てば、そのような局面をどのようにして楽しむかを名人になったつもりで考えることにしています。その結論は、釈迦ていねんかんの教える諦念観です。つまり、どんなに悪い状況にあろうとも、現在の形勢を「仕方ない」と受け容れ、それはそれとしてそれを楽しむだけです。形勢は変わります。いつまでも同じではありません。それが仏教の無常観です。どういう形勢でもそれを楽しむ。それがいなべんの哲学（知恵学）です。

田舎弁護士の駄弁句 ⑬

浮世をば
楽しみ尽くせ
病まで

H19. 1. 1



年を重ねるごとに、暴飲暴食はダメ、激しい運動もダメ、女性に憧れるのも難しくなってきます。

若い頃と比べ、楽しいことは減り、増えたのは病気だけです。年寄りには、病気を楽しまなければ浮世を楽しめないのです。楽しく生きるためには病気まで楽しまなければならないのです。

これを詠んだ後、人工透析療法を受け、10回を超える手術をし、臨死体験を経て、これは正解だったと心の底から確信しています。「病まで楽しむ」、これこそ『いなべんフィロソフィー』の真髄です。

隠れている部分を見る (その2)

一人類普遍の原理、永久の権利

前回は、憲法改正に関する唯一の憲法の条文第96条を紹介しました。その明文は次の通りです。

第1項「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」

第2項「憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」

憲法が、憲法改正に関して文章としてはっきり書いてある条文は、この96条1か条だけです。この規定は、憲法改正の手続きを定めたものであることが分かります。他の国の憲法と比べて、改正の要件は厳格で、「硬性憲法」と呼ばれています。最高の法規である憲法を保障、つまりおかされないように守るという姿勢が他の国より強く出ています。そのお陰で日本国憲法は、昭和22(1947)年5月3日に施行されてから70年間一度も改正されたことがありません。世界でもあまり例を見ない憲法です。

ですが、時勢という時代の勢い、世のなりゆき等によって、政権が強い力を持ち憲法96条の定める要件をクリアすることもあるのです。「安倍一強」「弱体野党」などと言われる現在^{いま}は、そういう時勢と言えそうです。しかし、どんなに強い政権の力を以っても、憲法改正が許されないものがあるのです。それは何かを国民が知って置くことは絶対に必要なことなのです。それは、96条に文章としてはっきり書かれている条文だけを見ても出てきません。この条文に書かれていない、いわば、この条文の裏に隠れている部分を見なければ出てこないのです。

まず、憲法96条以外の憲法のどこかにその隠れている部分はないかと捜してみま

すと、いくつか、それらしき部分を見付けることができます。その一つは、憲法の前文にあります。憲法の前文は、冒頭に「これは人類普遍の原理でありこの憲法は、かかる原理に基づくものである。われわれはこれに反する一切の憲法、法令及びしょうちよく詔勅を排除する」という部分があります。

この部分を素直に読めば、人類普遍の原理は、憲法に優先するものであり、この人類普遍の原理に反する憲法は排除すると宣言しているのですから、人類普遍の原理に反するような憲法改正は、許されないということが分かります。人類普遍の原理に反するような内容には、憲法を改正することはできないのです。

問題は、人類普遍の原理とは何かということになりますが、憲法の前文は、この部分の前に「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こるようなことのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べています。この部分は、「国民主権」と呼ばれています。

憲法の前文は、「これは人類普遍の原理であり、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅は排除する」と明言しているのです。従って、国民主権に反する内容となるような憲法改正はできないということになります。因みに、「詔勅」とは、天皇の公式文書です。

憲法11条は、「基本的人権の享有」と呼ばれていますが、そこには次のように述べられています。「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

これによりますと、基本的人権は、現在の国民だけではなく、将来の国民にも与えられるのですから、基本的人権を奪うようなことになる憲法改正は、許されないこととなります。



憲法97条は「基本的人権の本質」と呼ばれている規定です。ここでは、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と述べられています。

この規定も基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利であることを重ねて宣言しています。憲法11条の規定とともに基本的人権を奪うような憲法改正はできないことを明言しているのです。

もう一度、前文に目を戻しますと、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こるようなことのないやうにすることを決意し…日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と明記されています。

この憲法は、再び戦争が起きないようにする目的で創られたものなのです。日本国憲法は戦争ができる方向には改正できないのです。



これらの憲法の前文、及び憲法の11条、97条を熟読玩味、つまりよく読みこんで、その意味・内容を深く味わってもらえれば、たとえ、憲法96条の憲法改正の手續に従っても改正できないことがあることに気付く筈です。

①国民主権、②基本的人権の保障、③戦争放棄の規定は、日本国憲法の三大原則と呼ばれています。この日本国憲法の三大原則は、96条の改正手續に従っても、これを侵すような改正は許されないのです。

そのようなことは、憲法96条の改正手續の規定には、明記されてはいませんが、たとえ、96条の改正手續に従っても、国民主権、基本的人権の保障、戦争放棄の規定を改正し、国民主権、基本的人権の保障、戦争放棄の規定を廃棄、つまりいらなくなったものとして捨てることは許されないのです。

96条の憲法改正手続の規定がはっきりと書いているところだけを見るだけでは、足りないのです。それだけでは、憲法改正を語り尽くせないのです。少なくとも、憲法の前文や他の条項を見なければなりません。日本国憲法の中に明記されている、憲法96条の改正手続に従っても、憲法の前文や他の条項をよく見れば、内容によって改正が許されないことがある、という答えが隠れているのです。それは、国民主権であり、基本的人権の保障であり、戦争放棄なのです。

因みに、①国民主権と②基本的人権の保障と③戦争放棄は、リンク（連結）しています。いずれも、憲法が究極の価値とする「個人の尊厳」のために寄与するものなのです。この三つの原則は、鎖のようになって、個人の尊厳を実現するための国の基本的制度（システム）となっているのです。

人生は、一回限りです。誰だって、一回限りの人生を幸福に送りたいのです。国も憲法も法律もそのために存在するのです。個人が尊重され、人格の尊厳が保障されるためには、基本的人権が保障され、戦争が放棄されなければならないのです。そのためには、国民自身の手によって、国や憲法や法律のあり方が決められなければならないのです。それが国民主権です。そういう考えで、日本国憲法が創られているのです。憲法が究極の価値とする個人の尊厳を実現するための三大原則である、国民主権、基本的人権の保障、戦争放棄の規定は、憲法96条の改正手続に従っても、廃棄することはもとより、これを侵す結果となる内容の憲法改正は許されないのです。

日本国憲法第9章「改正」の章は、96条の1か条で、憲法改正の手続について規定していますが、この条項だけ見ても、国民の権利及び義務と憲法改正との関係は見てきません。96条だけでは国民の権利及び義務に関する憲法の規定が、どこまで改正できるのかは分からないのです。ここの部分は、96条には隠れていて見えないのです。

96条の憲法改正の手続の条項には文章としてははっきり書かれていない、つまり明文化されていない隠れている部分を見るためには、視野を広げなければなりません。



まず、憲法96条以外の憲法の規定、つまり前文や他の条項を見なければなりません。その作業を前記のようになしたら、さらに、憲法の前文や憲法の各条項には明文として書かれてはいませんが、憲法の基本原則が生まれたその本（素）となる理念つまり、根本となる考え方がある筈です。それは何かを捜しだす作業をしなければなりません。これこそが憲法の隠れている部分を見るということになります。

日本国憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の保障、戦争放棄の規定がなぜ生まれたのか、その根本となる考え方は何かを見付けなければならないのです。

それは、日本国憲法は何を究極の価値、つまり一番大事なものと考えているか、ということから答えは自ら出てくる筈です。私は、2006年11月30日に本の森から『**田舎弁護士の大衆法律学—憲法の心—改正権者のあなたに知ってほしい**』を発刊しましたが、そこでは、「**日本国憲法の心は、究極の価値を、基本的人権の尊重（個人の尊厳）と考えている**」と述べましたが、あれから12年経った現在もその考えには変わりがありません。そして、基本的人権とは何かということについては、人間なら、誰もが持っている「**幸福な一生を全うしたいという権利**」と述べましたが、この考え方も変わっていません。



このような内容を持つ基本的人権は、憲法によって創り出されたものではないのです。憲法が制定される以前よりあるものなのです。国家が生まれる前からあるのです。人間がこの世に生まれた時からあるのです。国があろうとなかろうと、憲法があろうとなかろうと、人間は誰だって、幸福な人生を全うしたいのです。

「幸福に生きたいという権利」つまり基本的人権は、国家が、憲法が国民に与えたものではないのです。人間が生まれながら持っているものです。ですから、国家が、憲法が、基本的人権を奪うなどということはできないのです。ここに、憲法改正の限界があることは、明々白々です。

憲法は、国民が制定したものであり、その国民自らが、憲法を改正するのですから、いかなる内容の改正も、改正の手續に従えばできるという考え方もあるそうで



すが、私はこの考え方には反対です。

幸福に生きたい権利は、王様や、天皇や、時の権力者によって与えられたものではないことは当然ですが、憲法や法律によって与えられたものでもなく、国民の多数派から与えられたものでもないのです。国民主権だから、国民の多数決を以って基本的人権を奪うことができるなどという考え方は間違っています。個人の生命と基本的人権は、生まれながらにしてその個人が持っているもので、国家でも、憲法でも国民の多数決でも奪うことのできないものなのです。

このように考えますと、衆議院で3分の2以上、参議院で3分の2以上の賛成と、国民の過半数の賛成があっても、基本的人権を奪うことになるような内容の憲法改正はできないのです。

憲法に優先する原理とか真理があるのです。憲法の基本原則を生み出した本(素)となる自然法とか根本法とか基本法が憲法の明文に隠れた部分にあるのです。それを日本国憲法前文が述べているように「人類普遍の原理」と言ってもいいと思います。

前記の通り、日本国憲法の前文は、基本的人権に対し、「**人類普遍の原理**」という言葉が使われています。憲法11条は、「**永久の権利**」という言葉を使っています。憲法97条は、「**侵すことのできない永久の権利**」と言っています。基本的人権は、日本国憲法によって創られたものではなく、「人類普遍」つまり、全ての人類に当てはまる根本となるきまりであり、「永久不変」つまり、いつの時代でも変わらない根本となるきまりにより存在するものなのです。これらは、憲法以前からあるものなのです。

基本的人権は、国によって憲法によって創り出されたものではなく、つまり人によって創られたものではなく、人の手が加わらない自然のものなのです。人類がこの世に生まれた瞬間から存在する、個人の尊重、人格の尊厳つまり基本的人権の保障は、その人が、この世に生まれ出た瞬間に自然に発生しているのです。この個人の尊重、人格の尊厳、基本的人権の保障に反するような憲法改正は、許されないのです。



国民の権利及び義務と憲法改正の関係を語るとき、憲法第9章「憲法改正の手続」の第96条の条項だけを見て、その裏に隠れている部分を見なければ、本当に大事な話は語れないのです。その部分は、憲法の明文に書かれておらず、隠れているものですから見付け難いのです。

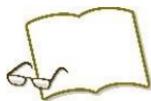
しかし、ここの部分は憲法の基礎理論としてこれまで多くの学者によって議論されてきました。ここを見なければ、国民の権利及び義務と憲法改正の関係は見えません。ここのところは、学者が議論するところですから、一般大衆にとっては理解するのが難しいところです。私もよく勉強したという記憶はありません。よく分かっているとは決して申し上げられません。

難しい法律理論には触れませんが、引き続き、国民の権利及び義務と憲法の改正に関して、私が理解できる範囲でいくらか憲法の基礎理論を取り入れて、憲法論らしい話に挑戦してみようかと考えています。どこまでできるか分かりませんが、できるだけ分かり易く話してみるつもりです。

次の機会を得られれば憲法の本（素）となる自然法とか根本法とか基本法というもの、どういうものなのかについて話してみたいと考えています。

もとより浅学非才な身であれば、憲法の基礎理論に関し、学問的な話をすることはできません。ですが、田舎弁護士を47年間やらせて戴いた体験から生まれた経験則があります。その経験則に基づき、これまで学者間で論じられてきた憲法の基礎理論に関する考え方は、こう考えれば法律の専門家ではない一般大衆でも理解ないし納得できるのではないかという本を書いてみたいのです。

いつものことですが、この事務所便りでその骨子を述べ、試行錯誤しながら、一冊にまとめ上げたいと考えています。そのような思いというか、希望があるものですから、この的外で少し面倒臭い憲法の話をしているのです。あまり読みたくないと思われるでしょうが、国民は、憲法改正権者ですから最後の判断を下さなければならないのです。その日のために少しずつ理解を深めておきたいものです。宜しくお付き合い下さいますようお願い致します。



2人の御婦人に共鳴する —確定申告



2018年（平成30年）2月17日付朝日新聞は、「自分たちは書類捨て納税者に『とっておけ』とは矛盾」という白抜きのメインタイトルに「佐川長官へのやまめ批判」というサブタイトルの記事を掲載しています。

それを読んでいたら、確定申告をしなければならない今の時期だけに、他人事ではなく、記事で紹介されている71歳と51歳の御婦人の言葉に思わず「そうだ！そうだ！その通りだ!!」と拍手をしてしまいました。既にお読み戴いているとは思いますが、紹介します。

記事は、「所得税の確定申告が（2月）16日、始まった。ただ、徴税事務トップの佐川宣寿・国税庁長官に対しては学校法人「森友学園」への国有地売却をめぐる国会答弁に批判が高まったまま。この日も市民団体が各地で抗議活動を展開した。国税庁が入る東京・霞が関の建物を大勢の市民が包囲して声を上げる異例の事態に国税職員からは、『今年はやりにくい』と弱音も漏れた」と述べたうえで、2人の御婦人の話を紹介しています。

東京都台東区女性（71）はこの日、確定申告のために東京上野税務署を訪ねた。保管していたはずの領収書が見つからず、「こういう時、財務省の人たちはどうするのだろう」と思ったという。「自分たちは書類を捨てておいて納税者には『書類はとっておけ』というのは矛盾していると思う」

税務署は、いつも「領収書がなければ、経費とは認めない」などと厳しいことを言っているのに、そのトップは10億円近い国民の財産をタダ同然で処分しておきながら、それに関する書類は捨てたでは、国民は納得する筈がありません。この御婦人のおっしゃっていることには心の底から共鳴します。

森友学園に売却された国有地がある大阪府豊中市。近所に住む(51)はプロ
グの広告収入などの確定申告で豊能^{とよの}税務署(同府池田市)を訪れた。「家事や
パートの傍ら、子どものために稼いだ大切なお金。それを受け取る組織のトッ
プが国民に向き合おうとせず、逃げ回ってばかりで、馬鹿にしているとしか思
えない。やましいところがなければ堂々とできるはずでしょう」と憤る。

その憤り、よく分かります。なぜ安倍首相も麻生副総理もこのような人を国
民から税金を取り立てる役のトップにしたのでしょうか。なぜいまでもって、こ
の方が国民から税金を取り立てる役に相応^{ふさわ}しいなどと言うのでしょうか。この
2人の御婦人を首相と副総理にした方が納税者の1人である私は納得できます
が、皆さまは如何でしょうか。

2018年(平成30年)2月16日付読売新聞の「編集手帳」欄には、安倍寄り
と言われる読売としては珍しく安倍政権を批判するような次の文章がありまし
た。紹介します。

きょうから確定申告の受付が始まる。夢をかき消しつつ青息吐息で納税す
る人には気になる名前がおありだろう。学校法人・森友学園への国有地売却を
巡り、当時の財務省局長として内部文書を「廃棄した」と答弁した佐川宣寿・
国税庁長官である。本紙世論調査では国会に呼び「説明を求めるべきだ」と思
う人は69%に上った。税に直接かかわる世論ではないにしても、就任記者会
見も異例の“なし”で済ませた。国会は国会の問題としてせめて税務の繁忙期に
一言あってしかるべきである。

1年間必死で働き、やりくりをしながら辛うじて生活している身としては、
税金分として残している部分などないのです。納税は私達にとっては、この世
の地獄とも言えるもので、青息吐息そのものなのです。庶民感覚のない安倍首
相や、麻生副総理には役立つ国税庁長官かも分かりませんが、納税に四苦八苦
している庶民としては、税金を湯水のように垂れ流し、その責任を感じないよ
うな方から、税金を取り立てられることには抵抗があります。



いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句 ⑳

(患者) 自ら知り

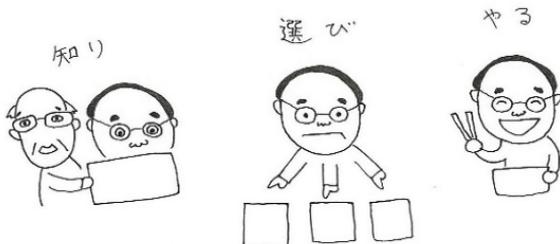
(患者) 自ら選び

(患者) 自らやる

知らず 選ばず やらずば

治らず

H22. 2. 22



患者はドクター任せとなりがちですが、少なくとも食事療法においては、患者自身が理解し、患者自身が選択し、患者自身が実行しなければ、効果は上がらないのです。

あの頃は食事療法を詠んだのですが、今になって、これは食事療法に限らず何事にも当てはまりそうだと気付きました。国の政治にも地方の行政にもあてはまりそうです。国民や住民は、他人任せでは^{ひとまか}ならないのです。首相や市長の独断専行を許してしまうのです。